

郡山市交通安全計画策定及び郡山市交通安全対策会議条例の廃止について

令和8年9月定例会
議案調査資料
市民部

1 郡山市交通安全計画とは

- 交通安全対策基本法に基づいて、郡山市交通安全対策会議条例により、「郡山市交通安全対策会議」を招集し、交通安全施策の指針として作成している。（5年毎に作成）
- 市町村の計画は、都道府県の計画に「基づき作成すること」と法に規定されており、上位計画の作成後、同内容で順次作成される形となっている。〈国：3月〉→〈県：10月〉→〈市：翌年2月〉
- 第11次計画（期間：R3年度～R7年度の5年間）の作成後、令和5年6月に、市町村の計画作成に係る見直しの法改正があった。

2 法の改正趣旨

（改正通知：令和5年6月16日）

○改正の趣旨（背景）

- 市町村の交通安全計画は、都道府県の計画に基づき作成するため、
- 都道府県の計画と重複する部分が多く、
 - 作成にかかる労力を現場の施策実施に振り向ける。

○改正の内容（交通安全対策基本法第26条第1項）

- 市町村交通安全計画を作成するよう「努めるものとする」とされていた規定を、「作成することができる」に改正。
（「努力義務規定」から「できる規定」への改正）

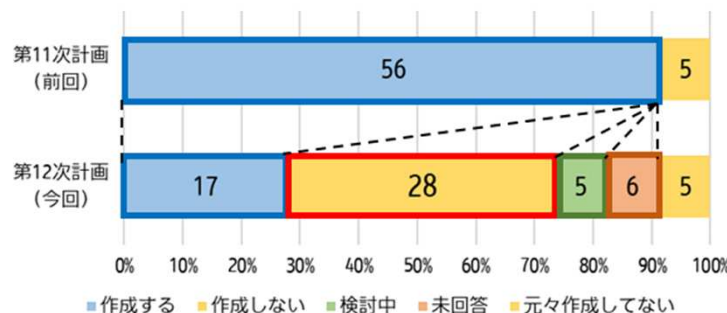
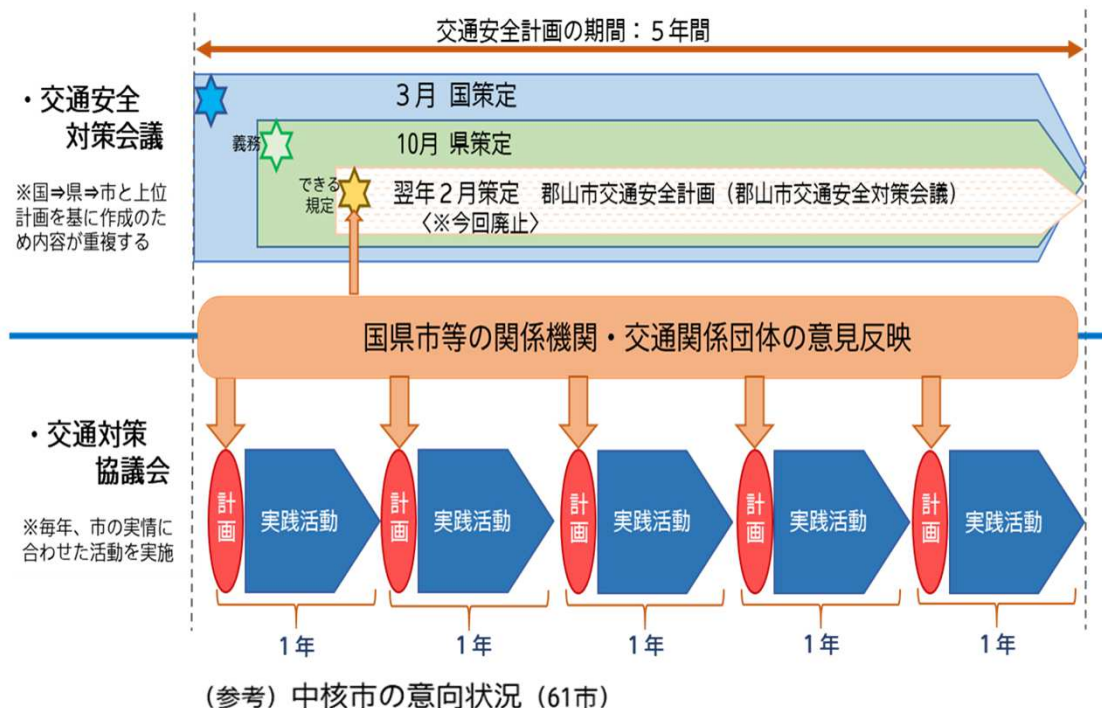
3 本市における状況について

- 地域性を踏まえた対策は、当該会議ではなく、市や交通関係機関等で構成する「郡山市交通対策協議会」において毎年計画を作成し実践している。
- 広域的視点による基本的な指針は、上位計画の県交通安全計画によることに支障はない。（重複する）
- 飲酒運転根絶や自転車安全利用など時代に即した対策を強化すべき課題が生じている。

※条例に基づく委員への意見照会を行ったが、特に異議はなかった。

4 今後の方向について

- ◆計画の作成及び計画作成に係る条例を廃止し、業務の効率化を図る。
なお、現場の交通安全対策の推進及び実践にリソースを充実させ、現場直結型対策を強化していく。
- ☆飲酒運転根絶、☆ヘルメット着用を含めた自転車安全利用に向けた対策など「市民に身近で必要な対策」にリソースを注力する。



※中核市の状況としては、法改正の趣旨を踏まえ、事務効率化を行い、市民優先の実効性のある対策への移行がスタンダードとなっている。